

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7 補足-028-10-63-2
提出年月日	2020年8月13日

原子炉本体の基礎の耐震重要度分類について

1. はじめに

原子炉本体の基礎はV-1-2-1 原子炉本体の基礎に関する説明書において、耐震重要度分類を「Sクラス相当」と記載している。本資料はこの理由について説明する資料である。

2. 既工認における取り扱い

原子炉本体の基礎は原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（J E A G 4 6 0 1・補-1984）の分類例において、原子炉圧力容器等の間接支持構造物と分類されており、既工認においても間接支持構造物として取り扱っている。

一方で、原子炉本体の基礎は間接支持構造物の機能に加えて、ドライウェルとサブプレッションチェンバの圧力境界となる機能も有しているため、既工認においてSクラスと同等の評価を実施している。

3. 本申請における取り扱い

本申請においても、既工認における整理を踏襲し、間接支持構造物として分類するが、評価としてはSクラスと同等の評価を実施することとし、原子炉本体の基礎に関する説明書の耐震計算上は、「Sクラス相当」と記載することとする。